

八戸市立白鷗小学校「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、その学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる「いじめのない学校」をつくるために、「八戸市立白鷗小学校 いじめ防止基本方針」と策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下のように定める。

- 学校、学級、各活動等でいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- いじめに関係する児童の安全を保証する。
- いじめ問題について保護者・地域・関係機関との連携を深める。

2 いじめとは（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。[いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）]

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当る。

3 いじめの未然防止について

(1)管理職

- ・全校朝会等でいじめの問題にふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育、人権教育、特別活動、読書活動、体験活動の推進に取り組む。
- ・校内巡視による児童観察を行う。

(2)学級担任等

- ・「どの児童にもいじめは起こりうる」という認識のもと、児童観察に努める。
- ・学級活動や道徳の年間計画に「いじめを未然に防止する」内容を位置づけ、いじめの起きない学級集団づくりに努める。
- ・「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてや見て見ぬふりも「いじめを肯定」しているということを理解させ、いじめの傍観者から「いじめを抑止」することの大切さを理解させる。
- ・「わかった。できた。身についた。」が実感できる授業づくりに努める。
- ・安心・安全に学校生活が送れるように、規律正しい態度（正しい姿勢、発表の仕方・聞き方）で授業や行事に取り組みせ、すべての児童が主体的に参加・活躍できる場をつくるように努める。（自己有用感の向上）

(3)養護教諭

- ・学校保健委員会等の教育活動全体で「いのちの大切さ」を取り上げる。

(4)生徒指導主任・ハートフルリーダー

- ・いじめの問題について職員会議等で積極的に取り上げるとともに、校内外の状況を把握し、円滑に指導されるよう調整や支援をする。

(5)研修主任

- ・「分かる授業」「体験活動の充実」の推進やそのための研修を中心となって行う。また、道徳主任、特別活動主任とともに、各学級の道徳と学級活動の年間計画作成と指導状況の確認、円滑な運営を支援する。

4 いじめの早期発見について（方針）

いじめは、その学校でも、その学級でも、どの児童にも起こりうるものであり、普段から教師による気づきが重要である。また、教師の予断による見落としがないよう変化に気づき、いじめに限らず児童や保護者からの相談などを大切に扱う。また、校内での協力、連携、連絡、相談などの意識をもつ。そして、様々な方法、手段を講じる。

【ポイント】

- ・当該児童の変化へ気づき、積極的な声かけ、肯定的な受け止め
- ・関係児童との相談などによる状況把握
- ・周辺児童等からの情報収集
- ・教職員による情報交換
- ・校長、教頭への相談

【場面】

- ・相談しやすい環境づくり（学級担任、養護教諭、学級担任以外の教員など）
- ・日常生活における観察等
- ・教職員による情報交換（随時）
- ・教員全員による情報交換（月1回程度）
- ・児童へのアンケート調査の実施（6月 10月 2月）
- ・保護者との面談（7月）
- ・児童面談（教育相談アンケート実施時）

5 解決に向けた対応について

(1) 情報の発見

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で止める。暴力の場合、複数の教員で止める。
- 児童・保護者から訴えがあった場合、真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合には、速やかに管理職に報告するとともに、児童から聞き取るなどして、いじめの実態把握を行う。（他の児童に影響が出ないように聞き取りの場所、時間等に配慮する。）
- 得られた情報は記録に残し、情報共有を徹底し、組織的に対応する。

(2) 指導の支援体制

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - ・いじめられた児童、いじめた児童への対応
 - ・保護者への対応
 - ・教育委員会への報告や連携の有無
- 小さな兆候でも、早い段階からの確に関わりをもつことが必要。
- 児童の生命や身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、警察署へ通報し、援助を求める。
- 現状を把握し、組織による指導・支援体制を修正する。

(3) 児童への指導・支援

- いじめられた児童に対する教員
 - ・児童の安全を確保し、不安を除去する。
 - ・児童にとって信頼される家族等に連携し、心に寄り添える体制を作る。
 - ・自尊感情を高めるなど心のケアに努める。
- いじめた児童に対する教員
 - ・いじめは許されない行為であることの自覚を促す
 - ・必要に応じ、別室での授業や出席停止制度を活用して、いじめられた児童の教育を確保する
 - ・いじめた児童の抱える問題等、行為の背景にも目を向ける
 - ・いじめは悪いがあなた自身が悪くないなど心のケアを行う

○学級担任

- ・改めて学級等で話し合い、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・いじめを見ていた児童も、いじめに加わったことになると理解させる。
- ・いじめを見たら、すぐに知らせる大切さを知らせる。

○保護者と連携する・・・(複数教員で対応)

- ・家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝え、連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を守り、秘密を守ることを伝え、保護者の不安を除去する。
- ・いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 重大事態への対応について

重大事態とは、

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法 第二十八条より)

重大事態が発生した場合は、校長が迅速に市教育委員会に報告し、その指示を仰がなければならない。校内での対応は、いじめ対策委員に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に加え、全児童とその保護者の精神面のケアや学校としての説明責任などの在り方などに関しても視野に入れ、市教育委員会の指示に従い、必要な措置を講ずる。

7 年間計画及び評価

【年間計画】

- | | |
|---------|---|
| ・通年 | 日常の指導（日常生活 道徳の時間 学級活動 各教科 各行事等） |
| ・各月 1 回 | 全教職員による生徒指導情報交換（職員会議後に実施） |
| ・4 月 | 方針の確認（読み合わせ） |
| ・5～6 月 | 「心のかげはし」を作成し情報交換
教育相談アンケート① アセス①（必要に応じて児童面談） |
| ・7 月 | 1 学期の反省 保護者との面談 |
| ・10 月 | 教育相談アンケート② アセス②（必要に応じて児童面談） |
| ・12 月 | 2 学期の反省 |
| ・1 月 | 方針等についての見直し・改善 |
| ・2 月 | 教育相談アンケート③（必要に応じて児童面談） |
| ・3 月 | 3 学期並びに 1 年間の反省 |

【評価】

教職員による反省（各学期）、PTA役員等による評価（適宜）、地域学校連携協議会による評価（適宜）等を基に、基本方針や対応、年間計画を見直し、教育課程編成会議で必要に応じて討議する。

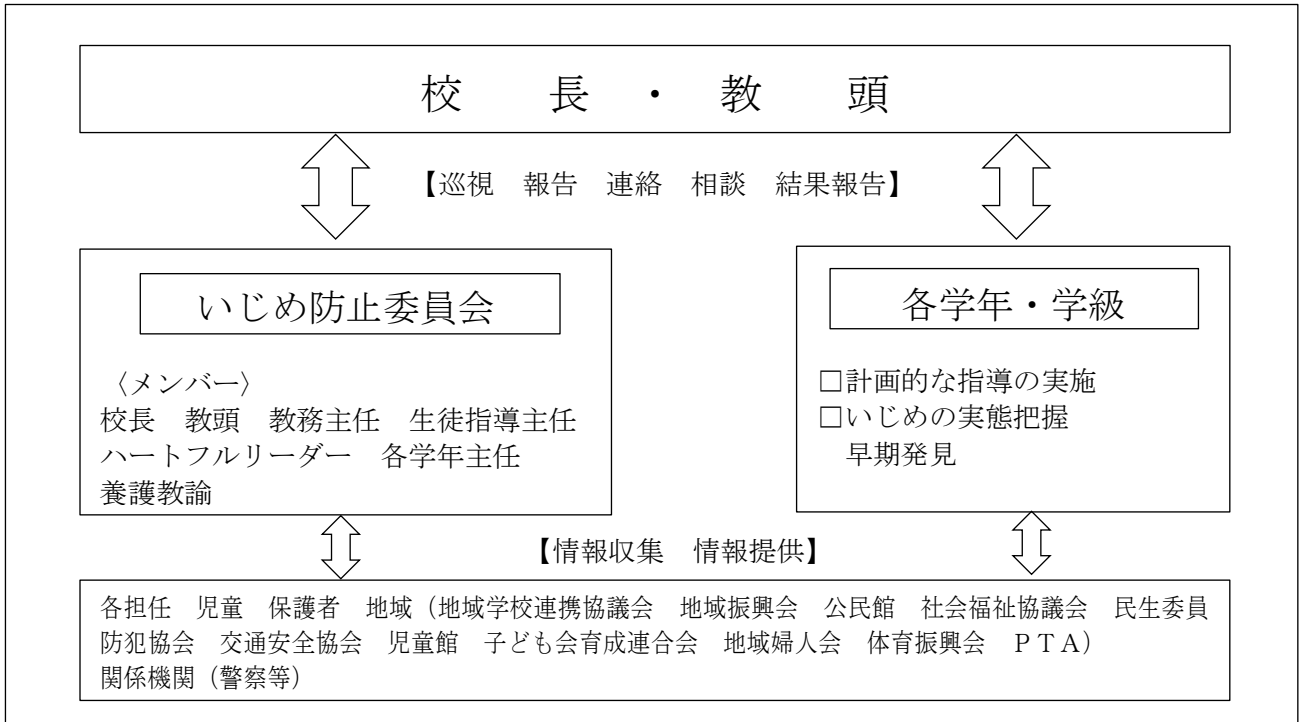
8 そのほか

(1)保護者や地域との連携

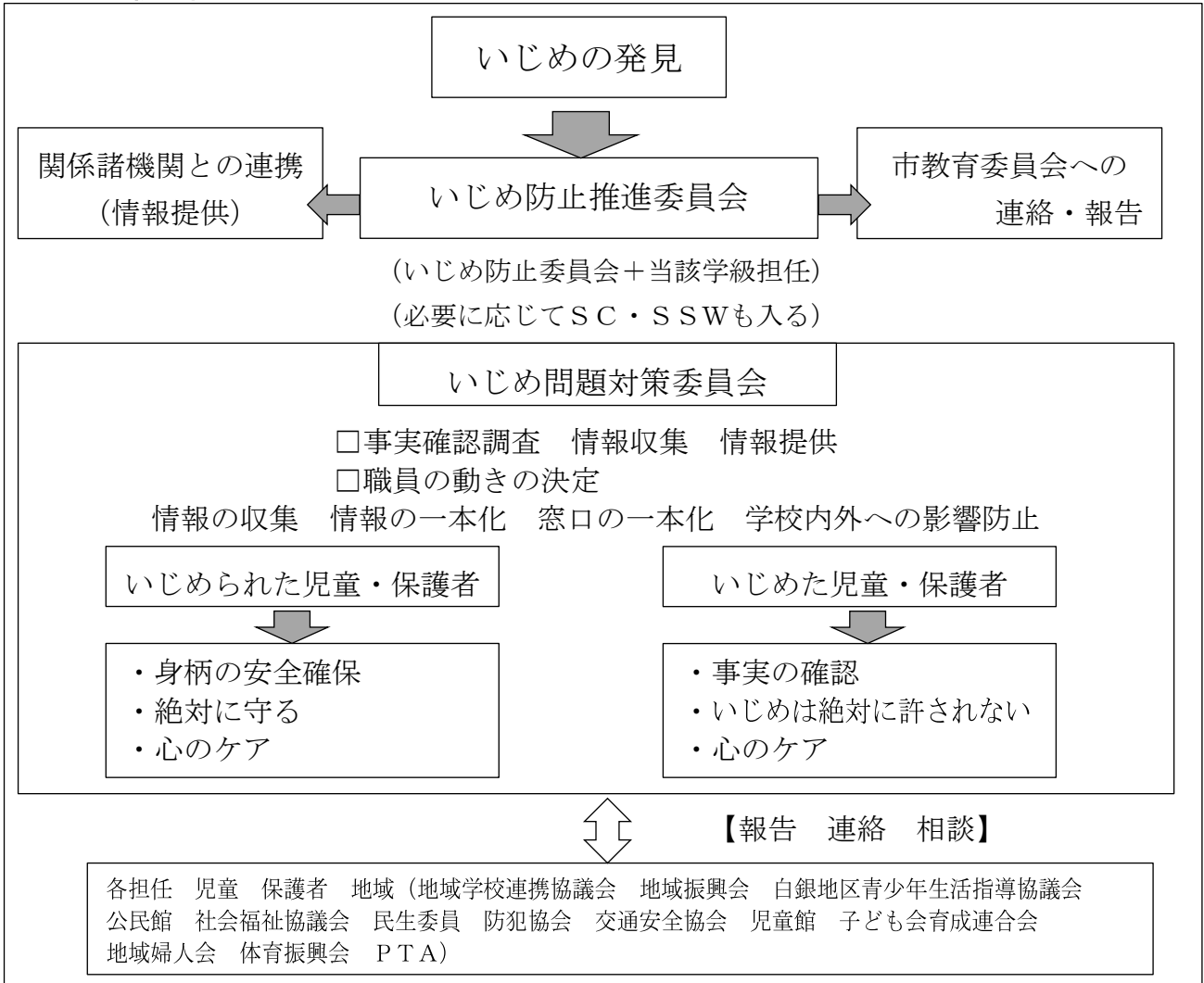
- 参観日、地域との会合等で学校の取り組みを説明し、理解・協力を得る。

【校内体制】

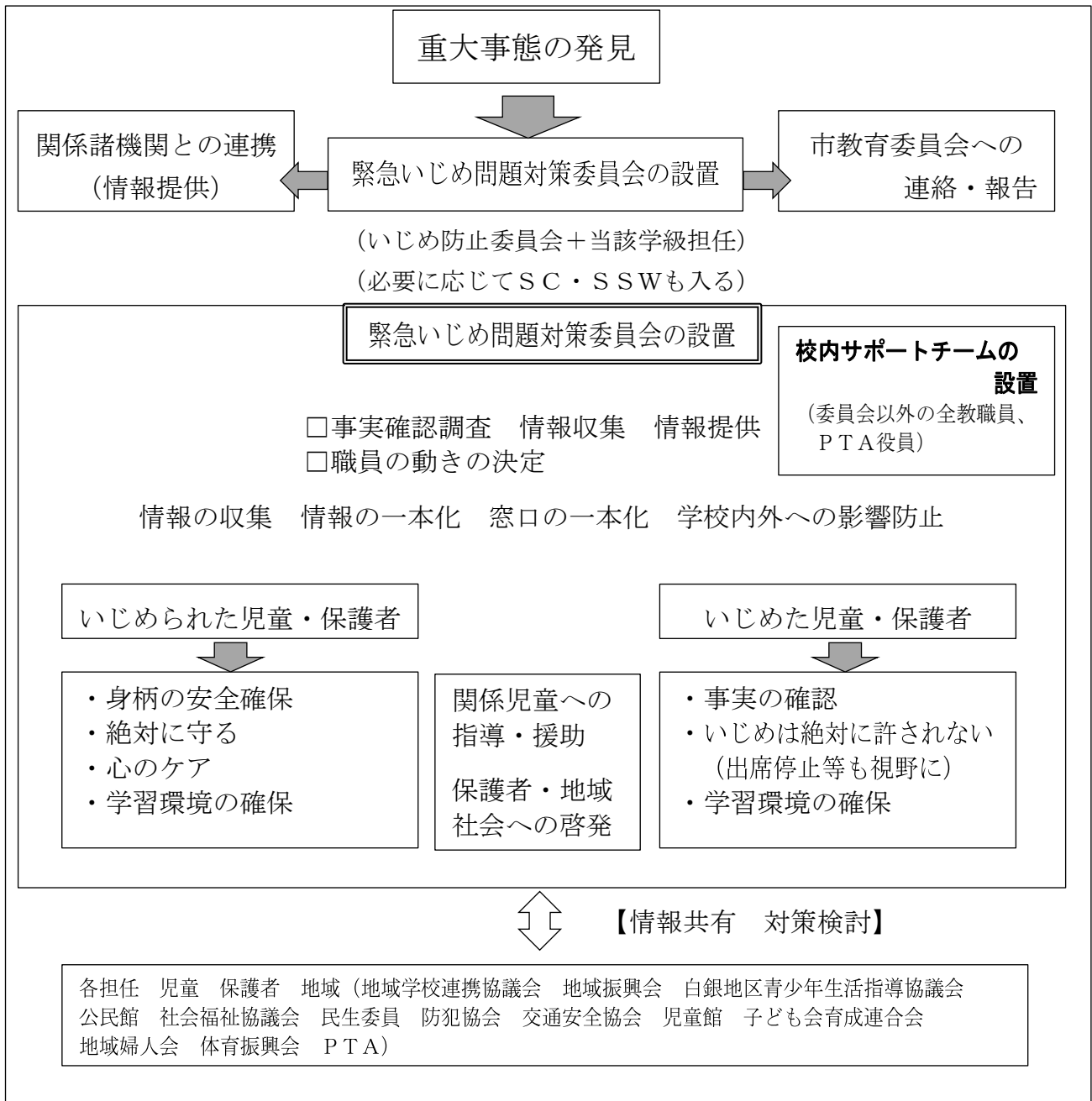
1 いじめ防止体制（平常時）



II いじめ防止体制（いじめ発生時）



Ⅲ いじめ防止体制（重大事態発生時）



○報道等への対応（教育委員会との連携）

○事後観察・支援の継続（ケア等日常観察、関係機関との連携）

○学校評価（取組の分析・改善）

※重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。

同時に校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等の心のケア等を行い、全校児童（保護者）の不安を解消させる。